

長岡市事業継続緊急支援金 FAQ

Q:貸主の要件は、法人・個人が問われるか？貸主が申請者（法人の場合は代表者等）の場合は申請できるか？

A:貸主が法人か個人かは問いません。申請者と貸主が同一（例えば代表者個人が所有する物件と、法人として賃貸借契約を結んでいるなど）、または親族等でも可能ですが、賃貸借契約が結ばれていることが前提ですので契約書の写しを添付してください。契約書がない場合は、貸主からの継続して契約していることを証する書類と振込明細の写し（通帳の写し等）1か月分を、契約の証明が困難な場合は、家賃等の振込明細の写し（通帳の写し等）の6か月分（継続して契約していることを証するもの）を添付してください。

Q:事業所の賃借料に駐車場は含まれるか？

A:駐車場は含まれません。建物のみが対象です。賃貸借契約上、建物と駐車場（駐車場が付帯設備の場合でも）が一緒になっている場合は、金額を整理して申請していただくことになります。

※対象となる建物は事務所や店舗です。倉庫（作業場を除く）は対象外です。

詳しくはお問い合わせください。

Q:法人の主たる事業所の所在地や個人事業主の住所に関する要件はあるのか？

A:法人の場合、主たる事業所が市外の場合は申請できません。個人事業主の場合は、主たる事業所が市内にあれば、住居が市外でも申請できます。

Q:常時使用する従業員の要件は？勤務時間の要件はあるのか？

A:本支援金申請での「常時使用する従業員」とは、雇用保険加入者のほか、雇用保険に加入していないパートやアルバイト等でも、2か月以上連続して働いており、かつ週当たりの所定労働時間が正規職員と同等（概ね20時間以上）のものは対象とします。

Q:昨年6月以降に開業（開店）した人は売上高が比較できないため対象とならないのか？

A:対象とします。売上高の比較月の算出方法を変更して算出します（民間金融機関による信用保証制度での開業1年未満の事業者の売上高算出方法を参考にします）。一月の考え方は事業者ごとの締日や10日分を一月に換算するなど柔軟に対応します。創業3か月未満の事業者は前月比換算で対応します。